

南丹市地域自立支援協議会
議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市市民福祉部社会福祉課)

平成28年度第1回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 平成28年5月27日（金）
2. 開催年月日 平成28年6月16日（木） 午前10時～正午
3. 開催場所 南丹市役所（4号庁舎2階）会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 20名
 - (2) 出席者数 17名
 - (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	内藤政博	社会福祉法人京都太陽の園事務局長	○	
副会長	吉野 隆	南丹市身体障害者福祉会長	○	
委員	塩満 卓	佛教大学社会福祉学部講師	○	
委員	仲 絹枝	南丹市議会厚生常任委員	○	
委員	南 清	南丹市民生児童委員協議会副会長	○	
委員	松本久仁子	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	○	
委員	塩貝範子	口丹心身障害児者父母の会連合会	×	
委員	横谷善郎	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会日吉支部長	○	
委員	田中美優貴	京都府視覚障害者協会南丹京丹波支部事務局長	○	
委員	高向一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	○	
委員	杉森良信	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター事務局長	○	
委員	奥村研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	○	
委員	好川賢一	ふない聴覚言語障害センター長	○	
委員	細井 正	京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官	×	
委員	和田誠司	なんたん障害者就業・生活支援センター長	○	
委員	丸岡恵真	京都府立丹波支援学校長	○	
委員	國府諭史朗	公立南丹病院事務局長	×	
委員	上西ますみ	京都府南丹保健所福祉室副室長	○	
委員	山本政寿	花ノ木医療福祉センター地域支援部相談係長	○	
委員	高屋光晴	障害者生活支援センターこひつじ所長	○	
合計	20名		17名	

5. 傍聴者数 1名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

<p>司会 (矢田参事)</p>	<p>お待たせいたしました。皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。</p> <p>現任期初めての協議会であり、私、南丹市市民福祉部社会福祉課参事の矢田でございますが、会長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、委員の皆様を代表して、吉野 隆委員に佐々木市長より委嘱状を交付させていただきますので、吉野委員は正面にお進み願います。</p>
	<p>(吉野 委員に市長より委嘱状交付)</p>
<p>司会</p>	<p>他の委員の皆様には、大変失礼ながら、机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご了承願います。</p> <p>なお、この協議会につきましては、南丹市地域自立支援協議会条例に基づき設置するものでございます。委員の皆様には、平成30年3月31日までの任期の間、大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで佐々木市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
	<p>本日は、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきましたところ、皆様方には、それぞれ大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、本協議会の委員として、障がい者施策の推進に向けた中核的役割を担っていただくことに、重ねて厚くお礼申し上げます次第でございます。</p> <p>さて、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、全ての国民が障がいの有無によらず、人格と個性を尊重し合う共生社会を実現すること、さらには、障がいのある方の社会参加に向けて、その障壁を除去することなどが基本理念に掲げられました。また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある方に必要な配慮を提供することが規定されました。</p> <p>南丹市といたしましても、本協議会の多大なるご尽力を賜り、平成24年3月に「障害者計画」を、平成27年3月には「第四期障害福祉計画」を策定したところであり、計画の基本理念である「障がいのある人もない人も ともに安心して暮らせるユニバーサル社会のまち 南丹市」をめざして、障がい福祉サービスの提供基盤の整備、障がいのある方の活動の場づくりなどに努めております。また、本協議会からのご提言を受け、協議会を中心とした各組織のネットワーク化、障がい者福祉制度あんない冊子の発行など、様々な取り組みが実現したところでもあります。</p>

	<p>しかしながら、誰もが安心して暮らせる南丹市にするためには、依然として多くの課題があり、この実現に向けては、社会情勢の変化に応じた不断の努力が必要です。本協議会の役割は、障がい者施策全般にわたる検証・提言であり、様々な立場で経験を積まれた方が委員という利点を生かし、公開の場で透明性を持って、役割分担しながら施策を進めていく場だと考えております。</p> <p>委員の皆様には、本協議会の円滑な運営にご協力いただくとともに、幅広く総合的な観点からご提言をいただきますようお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。</p>
司会	<p>先ほど、委嘱状を交付させていただいたところではございますが、ここで委員の皆様をご紹介します。</p> <p>社会福祉法人京都太陽の園事務局長 内藤政博委員 南丹市身体障害者福祉会長 吉野 隆委員 佛教大学社会福祉学部講師 塩満 卓委員 南丹市議会厚生常任委員 仲 絹枝委員 南丹市民生児童委員協議会副会長 南 清委員 南丹市社会福祉協議会自立支援部長 松本久仁子委員 南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会日吉支部長 横谷善郎委員 京都府視覚障害者協会南丹京丹波支部事務局長 田中美優貴 委員 特定非営利活動法人城山共同作業所施設長 高向一統委員 特定非営利活動法人はぴねすサポートセンター事務局長 杉森良信委員 社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長 奥村研也委員 ふない聴覚言語障害センター長 好川賢一委員 なんたん障害者就業・生活支援センター長 和田誠司委員 京都府立丹波支援学校長 丸岡恵真委員 京都府南丹保健所福祉室副室長 上西ますみ委員 花ノ木医療福祉センター地域支援部相談係長 山本政寿委員 障害者生活支援センターこひつじ所長 高屋 光晴 委員</p> <p>なお、</p> <p>口丹心身障害児者父母の会連合会 塩貝範子委員 京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官 細井 正委員 公立南丹病院事務局長 國府諭史朗委員</p> <p>については、本日も欠席されています。</p> <p>続きまして、事務局を紹介させていただきます。</p> <p>榎本 尚福祉事務所長です。</p> <p>下田真徳社会福祉課障害者福祉係長です。</p>

	<p>以上でございます。</p> <p>なお、この協議会の定数は、南丹市地域自立支援協議会条例第3条の規定により20名以内となっており、20名の方にご就任いただいております。</p> <p>また、委員数20名のうち本会議の出席委員数は17名で、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長、副会長の選出に移らせていただきます。</p> <p>南丹市地域自立支援協議会条例第5条第1項で、会長、副会長は委員の互選によることとなっております。どのようにさせていただいたらよろしいか、お諮りいたします。</p>
	(事務局一任の声あり)
司会	事務局一任の声をいただきましたが、ご異議ございませんか。
	(意義なしの声あり)
司会	<p>それでは、事務局より推薦をさせていただきます。</p> <p>会長は、社会福祉法人京都太陽の園事務局長 内藤政博委員、副会長は、南丹市身体障害者福祉会長 吉野 隆委員にお願いしたいと存じますが、ご異議はございませんか。</p>
	(意義なしの声あり)
司会	それでは、内藤委員、吉野委員、どうぞよろしくお願いいいたします。それぞれ会長席、副会長席に移動をお願いいたします。
	(会長・副会長着席)
司会	それでは、会長、副会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	<p>会長に選出いただいた京都太陽の園事務局長の内藤でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。大役をお受けすることになりましたが、市長様よりお話があった南丹市障害者計画・障害福祉計画の基本理念「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるユニバーサル社会のまち 南丹市」の実現に向け、委員の皆様とともに努力してまいりたいと思います。</p> <p>さて、ご承知のとおり障害者差別解消法により、雇用の分野でも障がいを理由とする差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供が義務づけとなりました。今後、企業にとっても、障がい者に対する人事・労務のあり方が問われることとなります。</p>

	<p>本日は、事務局から説明事項のあと、協議事項として重点的に取り組むべき課題、障がい者の一般就労支援、障がい児の就学支援、南丹圏域障害福祉事業者等の研修プランの策定に向けて、ご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
副会長	<p>副会長に選出いただきました南丹市身体障害者福社会長の吉野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>内藤会長をはじめ、皆様の若い考え方・意見に一步でも近づけるようにがんばっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、市長には、他の公務のため、ここで退席となります。</p>
	(市長退席)
司会	<p>それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定により、内藤会長に議事の進行をお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、説明事項(1)障がい者施策に関する連携体制について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。はじめに配布資料を確認させていただきます。</p> <p>次第、資料①連携体制フロー図、資料②自立支援協議会条例、資料③差別解消ガイドライン、資料④相談支援事業の実施体制見直し、資料⑤共同受注窓口のパンフレット、資料⑥障害者就労施設等からの調達方針、資料⑦重点的に取り組むべき課題を配布しております。また、事前配布した資料で、障がい者福祉のあんない版、当事者団体加入のすすめのご持参をお願いしておりましたが、漏れ落ち等ございませんでしょうか。</p> <p>障がい者施策に関する連携体制について、資料①をご覧ください。</p> <p>協議会ですが、施策全般の検証・提言といった大きな役割があり、様々な立場で経験豊かな方がメンバーという利点を生かして、公開の場で総合的な観点から議論し、役割分担しながら施策を進めていく場として位置づけています。</p> <p>個別課題については、その課題に最も望ましい検討組織を、既存組織の活用も含めて検討した結果、協議会の承認も得て、昨年度から資料のような体系となりました。</p> <p>昨年度に設立した当事者団体ネットワークですが、どの団体も非常に重要な活動をされていながら、会員の減少や高齢化といった、これは当事者団体に限らずどの団体にもある社会的課題ですが、活動を維持していくことが困難な状</p>

	<p>況が見受けられます。こうした共通の悩みについて、情報交換や活動の意義を広く発信する方策の検討といった団体同志の議論を通じて、解決策を見出していくようなネットワークを、8団体のご参画を得て立ち上げたところです。</p> <p>就労支援ネットワークは26年度に設立しましたが、市内全就労支援事業者の参画で、引き続き就労の場づくり等に向けた検討を進めております。</p> <p>障がい者支援ネットワークは、従来から旧町単位で定期開催していますが、ほぼ全ての福祉サービス事業者等、最前線で当事者に関わるプロ集団で構成されています。従来は当事者支援に関わる情報交換がメインでしたが、一から構築するのはなかなか困難なネットワークがせっかくできているので、さらに充実させるということで、会議の在り方自体を構成団体とも相談し、支援情報の交換も、ケースに応じた最適な支援に結びつけることを意識した手法に変更し、新たに制度的な問題点等を専門的視点から洗い出すことも目的に追加して、昨年6月から全ての旧町単位で動き始めております。</p> <p>これらのネットワークには全て市も参画しますので、個別ネットワークの範疇に収まりきらない総合的な課題については、協議会に提示して協議会で検討する、協議会では検討しにくい専門的な課題については、協議会から個別ネットワークに提示して個別ネットワークで検討するといった役割分担を想定しています。</p> <p>また、困難事例については、大半は緊急性・秘匿性が高いため、基幹相談支援センターと行政で対応します。その中で重要な事例は、個人情報を排除した上でその対応結果等を協議会に報告し、協議会での事後検証で得られた助言等を次の事例に生かすといった流れを想定しています。</p> <p>続いて、資料②で協議会条例の概要をご説明させていただきます。</p> <p>第1条：協議会は、地域の障害福祉システムの中核的役割を果たす機関として設置されており、第3条：学識経験者、保健福祉、障害福祉関係者など20人以内で組織し、第4条：任期は2年としております。第5条：会長・副会長は委員の互選、第6条：会議は会長が招集して議長となり、委員の半数以上で成立するとしております。</p> <p>南丹市では、この協議会を中心に、資料①の連携体制により、振り返りもしながら、関係機関・団体がそれぞれの持ち味を最大限に発揮して課題解決にあたるように、役割分担しながら進めていきたいと考えております。</p>
会長	事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。
会長	特にないようですので、説明事項(2)障がい者福祉制度と社会資源等について、事務局に説明を求めます。

事務局

障がい者福祉制度と社会資源等について、まずはご持参いただいた障がい者福祉のあんない版でご説明させていただきます。

この冊子は、制度をわかりやすく周知するために、窓口案内や相談支援業務に活用したり市のホームページに掲載するほか、各種制度や事業所の情報などが一望できますので、施策検証に活用することも想定して、協議会での監修を経て作成しました。これを読めば全て解決とははなくても、大体の制度がある程度わかるというイメージで、制度ごとに窓口も明示していますので、詳しくは窓口にたずねて、冊子を見ながら説明を受けることで、個々に必要な制度や有利な制度を知ることができたり、手続きの二度手間を回避できれば、一歩前進したことになるのではと考えています。

制度改正等に応じて毎年度当初に更新する予定で、大幅な修正があった場合は協議会の監修を経て更新し、軽微な修正は社会福祉課で更新しますが、いずれの場合でも、協議会委員さんには新冊子を配布させていただきますので、お目通しいただき、お気づきの点があればご意見をお願いいたします。

次に、ご持参いただいた当事者団体加入のすすめをご覧ください。

表紙裏面の「はじめに」で説明していますが、「同じ悩みを持つ人同志がわかちあい学びあい支えあうことで、日々の暮らしを充実させるため、当事者団体への加入をすすめる」といった趣旨で、目次にある8団体の皆様と一緒に作成しました。各団体の概要と主な活動、対象者、加入の手続き、会費、連絡窓口を記載しており、これも毎年度当初に更新する予定ですので、委員の皆様にも当事者団体への加入促進にご協力いただきますようお願いいたします。

続いて、資料③の障害者差別解消法ガイドラインをご覧ください。

障害者差別解消法が今年度から施行され、府でも昨年度から「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が施行されています。このガイドラインは協議会にもご意見をお伺いし、4ページにあるように、何が差別に当たり、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかをまとめることで、市民の皆様の関心と理解を深めるために作成しました。5～6ページにポイントとして、望ましくない対応例は、提供側が「何の説明や検討もなく対応しない」、受け手側が「言わなくても察してほしい、何としてもやってほしい」、望ましい対応例は、双方が「話し合い、何ができるかお互いに考える」としています。

このことについては、既に広報誌やホームページ等で周知している他、学校や事業所にもお知らせしており、今後も引き続き啓発することとしています。市内でも、職員研修や接遇マニュアルの改訂を計画しております。

また、相談及び紛争防止等のための体制整備として、社会福祉課に設置して

いる基幹相談支援センターを相談窓口として位置づけ、法17条で「組織することができる」とされている障害者差別解消支援地域協議会については、協議が必要な時にこの協議会を活用させていただくということに、前回協議会でご了承いただいたところです。

続いて、相談支援事業の見直しについて、資料④で説明します。

まず、基幹相談は、相談受付から一般相談への繋ぎ、困難事例・虐待等の初期対応から安定期までの併走支援、その後の繋ぎ、相談支援事業所の統括・後方支援といった業務ですが、昨年度はこひつじに委託し、相談支援専門員として委託先派遣職員2名と市嘱託職員1名を社会福祉課に配置して対応してきたところです。

これに対して一般相談は、日常的な相談やサービスの利用援助、関係機関との連携といった業務ですが、これも昨年度はこひつじに委託し、派遣職員とは別の相談支援専門員が委託先で業務に対応してきたところです。

また、計画相談は、基幹相談・一般相談とは別に、昨年度は5つの事業所がサービス等利用計画という個人単位のプラン作成を担ってきましたが、プランを作成するには一般相談と同じ手順を踏む必要があり、業務の重複が発生しておりました。

こうしたことから裏面に課題と今年度以降の体制を記載していますが、1つは基幹相談に関わる相談支援専門員が基幹相談に専念できるようにする、言い換えると一般相談で対応できる案件は一般相談に委ねるということ、もう1つは国費対応の計画相談に市費で一般相談を上乗せすることで、1事業所で対応していた一般相談を、計画相談も実施している5事業所で対応できるようにし、より多くの方に適切な支援が行き届くよう相談窓口を拡充しました。

続いて、共同受注窓口について、資料⑤をご覧ください。

これまで市内の就労支援事業所同志の協議の場がなかったため、26年度に市から呼びかけ、市内全事業所の参画を得て、就労支援ネットワーク会議を設立しました。この会議で、工賃アップや就労の場の確保に向けた一手段として、27年4月に共同受注窓口を開設し、このパンフレットも作成しました。

この取り組みで、就労支援分野の全事業所が課題を共有しながら協議できる場が整い、事業所間の連携で営業面の効率化や市場ニーズの共有が可能となって、販路拡大や商品開発に生かせる土台ができたと考えております。また、共同受注窓口の開設により、発注先がわからないといった消費者や単一事業所では対応できない大口受注を逃さない仕組みもできました。

委員の皆様にも、ぜひご利用いただくとともに、お知り合いの方にも広めていただくなど、この取り組みへのご協力をよろしくお願いいたします。

	<p>障害者就労施設等からの調達方針について、資料⑥をご覧ください。</p> <p>この方針は、3. 適用範囲にあるように市役所の調達に適用するもので、優先調達法に基づき、就労継続支援・生活介護事業所等に優先発注するよう定めたものです。裏面の6. 目標で、今年度は昨年度実績を3%上回ることにしました。これは25年度実績412万円に比べ、26年度実績569万円、27年度実績659万円で、この2年で247万円・約60%増と、市の取り組みを強化した結果が既に表れており、上積みできる要素はやや出尽くしたので微増としたところです。</p> <p>これまで、ネットワーク会議で作成した事業所の商品・作業のパンフレットやさらに詳細な単価一覧表を、全職員がいつでも庁内システムで見られるようにしたり、簡易な事務作業等を事業所に外注する仕組みも導入しましたが、市役所の発注のみでは、地元企業への配慮等も必要で限界もあることから、民間や市外からの発注も意識した取り組みを、就労支援ネットワークにおいて、事業所の皆さんと一緒に検討していきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。
榎本所長	大変多くの資料で一方向的に説明させていただきましたが、色々な角度からご意見をいただけたらと思います。
塩満委員	資料④の相談支援事業ですが、相談の内容によって、身体・知的・精神といった特性に応じた住み分けがされているのですか。
事務局	<p>一般相談で5つの事業所が挙がっていますが、全て計画相談支援の指定事業所であり、身体・知的・精神それぞれに対応できる事業所で、つくし園は児童専門です。南丹市は市域が広大で、地理的な配慮が必要ですが、周辺部ほど社会資源が不足しており、各地域に事業所が点在している訳ではありません。</p> <p>今のところは、市内の指定事業所全てに一般相談も対応できるようお願いして、今年度から取り組んでいるというところです。</p>
塩満委員	複雑困難で手に余るような事例があれば、基幹相談支援センターで対応すると理解すればよいのですか。
事務局	基本的にはそういう流れを想定しています。
会長	特にないようですので、続いて協議事項（1）重点的に取り組むべき課題について、事務局に説明を求めます。

事務局	<p>それでは、重点的に取り組むべき課題について、資料⑦をご覧ください。</p> <p>障がい者の一般就労支援ですが、雇用促進法では、従業員50人以上の企業は障がい者を2%以上雇用するとされているにも関わらず、現在の達成率は国・府とも半分以下です。企業への啓発、各機関の情報共有、就労後の支援体制に不十分な点があると考えており、この課題について、公共職業安定所、就業・生活支援センターと掘り下げて検討したいと考えております。</p> <p>次に、障がい児の就学支援ですが、これは障がい者支援ネットワーク会議から提起のあった課題です。不登校児童が放課後デイを利用し、その家庭支援も含めて福祉事業所が対応するケースが増加しています。不登校の場合、義務教育なら、まずは保護者・教育機関が主になって登校に向けた手立てを実施し、その上で、支援メニューの組み合わせの中に福祉制度もあるというのが基本だと思いますが、保護者・教育機関が果たすべき役割も福祉制度に委ねられる傾向がございます。</p> <p>支援学校の通学バスでも、バス停までは保護者の送迎が条件ということで、やむを得ない事情で保護者が送迎できなかった時、生徒が休まざるを得なかったということがあります。また、近くのバス停では出勤時間に間に合わないのので、遠くのバス停まで送迎したり、美山では一番日吉寄りの集落までしかバスが来ないといったダイヤ・ルートの課題もあります。さらに寄宿生が週末に実家に帰る時は乗車できないルールとなっており、送迎が困難な家庭が非常に困っておられるということもありました。</p> <p>こうした課題について、まずは支援学校、市内の学校、教育委員会とも共通認識を持って、保護者・教育行政・福祉行政の役割分担を明確化し、すき間を埋めていくような体制が確立できないものかと考えています。</p> <p>3つ目の南丹圏域の事業者の研修プランですが、事業者の量を増やすのはなかなか困難ですので、全体の質を高めて障がい者福祉を向上させるということで、保健所、結丹、亀岡市、京丹波町と連携して、中期的な研修プランを策定して計画的に研修を実施できればと考えています。</p> <p>これら3つの課題を重点課題として進めてよいか、また、どの課題も複数の機関が連携しないと取り組めない課題ですので、今名前を上げた各機関にも、課題解決に向けて共通認識を持って取り組んでいただけるかどうか、お諮りしたいと思いますので、ご協議よろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。
和田委員	<p>圏域の障がいのある方の一般就労の状況をご報告させていただきます。</p> <p>27年度で一般就労に結びついた方が28名、うち南丹市8名、亀岡市17</p>

	<p>名、京丹波町2名、京北1名でした。その中の3名は丹波支援学校を卒業してすぐに一般就労に結びついた方です。</p> <p>この圏域は南丹市も含めてエリアが広く、大きな会社がなかなか存在しないというのが地域特性で、一般就労に結びつく方は、JR嵯峨野線を利用して京都市内に通勤される方が増えております。また、福祉事業所の中で就労移行事業所とって、福祉サービスとして就労に向けた訓練をして一般就労に結びつける事業所ですが、こちらも京都市内の就労移行事業所を利用しながら、京都市内で仕事を探して通勤されるというケースが増えてきております。</p> <p>圏域での企業訪問もセンターでは定期的に行っていますが、楽々運営している企業はあまりない中での採用はハードルが高く、まずは実習を受けていただける企業を開拓しているといったところです。</p>
丸岡委員	<p>丹波支援学校の通学バスの状況をご報告させていただきます。</p> <p>校区は南丹市・亀岡市・京丹波町と一部京北からの通学もあり、広いエリアということで、京都府がスクールバス6台を用意して、生徒数が多い亀岡市に4台、京丹波町に1台、南丹市に1台配置しております。</p> <p>学校が9時始まりということで、そこを起点に交通事情を加味して時刻表を設定していますので、細かく地域に入り込んでバス停を設けるのは難しく、保護者の方にご協力いただいてバス停まで送迎してもらっています。一部の自力でバス停まで行けるといふ生徒については、実際に自力で行けることが確認できれば、そのような方針としています。南丹市のバスは美山の原公民館までがギリギリのラインということで、ご協力いただいているところです。</p> <p>寄宿生の問題ですが、各バス25名前後の乗車、南丹市のバスは20名で介護職員2名の計22名の座席ということですが、障害特性で2人座席に1人しか座れないケースや車いすの関係で座席を取り払って乗車しているケースもあり、座席を増やせない状況があります。生徒の数によってバスの台数を増やさないといけない場合は京都府と調整しながら決めています。</p> <p>割ときちきちの状況で座席が決まっておりますので、寄宿舎生の座席が確保できないということで、乗車できないルールになっております。</p>
塩満委員	<p>事業者等の研修プランについて、福祉施設従事者による虐待のことが書かれているのかなと思いますが、通報者保護が法的に謳われていても、次の日から職場に行きづらくなってしまふということも想定されます。</p> <p>研修対象者は従事者だけなのか、管理職も併せて通報者保護も含めてセットでやっていかないと通報者保護の部分が足かせとなって通報が出てこない、そういったところも策定する段階で検討すべきだと思います。</p>

事務局	<p>非常に貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>南丹市でも社会的に大きな虐待事案があり、それを契機に、現場だけではなく、理事も含めて何かあった時には法人全体で対応していく体制が必要であろうということで、保健所・結丹と連携して、圏域で施設管理者と法人理事も含めた虐待防止研修をしました。</p> <p>虐待のみならず色々な課題が事業所にかかっており、保護者対応でもひとつの苦情で事業所全体が止まってしまう事態も発生しています。虐待や差別解消法、保護者対応や個別支援など、事業所が直面する課題をどうクリアしていくかということで、事業所の意向も踏まえて、保健所・結丹と2市1町でそうした中期的な研修ビジョンを練り上げたいと考えており、まずは協議会で方向性をご確認いただいたうえで、関係機関と調整に入りたいと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、非常に重要なポイントであり、その中で検討させていただきたいと思います。</p>
上西委員	<p>南丹市から保健所に、今後の研修の持ち方や内容について相談のあったところ。研修を行うようになった契機は虐待事案の発生で、26・27年度は虐待問題を中心にした研修を実施しましたが、色々な課題がありますので、結丹や南丹市とも相談しながら、計画的な研修を実施したいと思います。</p>
和田委員	<p>虐待防止研修は、定期的に同じ話をトップが聞いて、組織に下ろしていくのが一番大事だと思います。</p> <p>虐待事案がかなりショッキングに報道されましたので、その危機感から、最初の研修では理事長や理事も来られたと思いますが、回を重ねるとどうしても代理出席が増えます。トップがリーダーシップを発揮しないと、なかなか組織に浸透しないのではと思います。もちろん施設長はそういう役割を担っていると思いますが、どうしても理事となると運営しているというような認識があまり・・・、審議会的にされていることも散見される中では、理事長にも当事者として来てもらうことが大事なことだと思います。</p> <p>大きな事案がひとつ起こると、福祉事業所の運営が立ち行かなくなる、そうしたリスクの高い中で運営されているのが実態ではないかと思っています。</p>
田中委員	<p>視覚障害者協会に関する保健所の対応について、以前は会の活動に協力的でしたが、3・4年前から「うちはそんな細かいことはできない」とか、役員会のレジメも「どこかでできてください」とか非協力的になりました。それは府としてそうなったのか、南丹市は色々なことを何でもしてくれるから市に移管されたのかなという思いもあったりして、もう保健所に行くのがかなんというか、そういうことがありました。</p>

	<p>私は事務局なので色々な下働きをしています。視覚障害者はそういうこともお願いしなければなりません。節電されているのかとは思いますが、視覚障害者の会議がある時でも、廊下の電気が消されていて暗い状況です。視覚障害者協会は南丹京丹波支部なので、保健所をお願いしたいのですが、府としてそのような対応になったのか聞かせてほしいです。</p> <p>もう1点は、作業所に物品等を注文する時、集役するようなどころがあるのですか。</p>
事務局	<p>南丹市には作業所が10箇所ありますが、今までは作業所が共同して取り組む仕組みがありませんでした。そこで、太陽の園を事務局として、共同して取り組む仕組みをつくりました。</p> <p>このパンフレットは、作業所の商品等を皆様に知ってもらって、注文してもらいやすくするために作成したもので、お知らせ版やケーブルテレビ、ホームページでもこの取り組みをお知らせしています。</p>
上西委員	<p>事務局という立場ではないことから、失礼やご不便をかけたのではないかと思います。廊下の電気は節電しておりますが、その都度声をかけていただければ、ご不便をおかけしないよう対応させていただきます。</p> <p>ただし、事務局という立場ではありませんし、各団体のことは各団体でしていただいておりますので、電気の関係等、保健所で対応できるものは対応させていただきます。</p>
奥村委員	<p>虐待事案等、事業者が反省すべき点もありますが、福祉業界は深刻な人手不足です。理由は団塊世代の退職ですが、全業界が人手不足で有効求人倍率がバブル期並みになっており、福祉業界では3倍を超えています。これは3人採用したいのに応募が1人だけということで、良質な人材が確保できません。</p> <p>職場の風通しや待遇をよくして離職を防がないと、辞められたら新たに採用できないし、一定水準の人を確保するのが困難な状況で、他の仕事が無理だから福祉に来るといった人もいて、年々質は下がっています。社会的に弱い人を守るには通常より高い水準の人が必要で、研修は大事なことです。一定水準の人を採用して、その人が研修を受けることによって初めて弱い人が守れるのだと思います。この構造的な問題を解決しないと、いくら研修と言っても人次第です。ただ、そういう人を確保することが本当に難しくなっています。</p> <p>国の基準で何人採用するというのが決まっていて、採用できないとお金を減らされます。困るのは、こんな人採用したくないのに採用しないとお金減らされるから背に腹は代えられないと、こういう状況に追い込まれたらどうしようと悩むところがあります。介護施設でも採用しないと運営できないから、仕方</p>

	<p>なく採用すれば事故が起きると、こういう悪循環があるということも聞きますので、危機的な状況があるということを考えるべきです。</p> <p>国レベルで考えるべきことかとは思いますが、人があってこそその制度ですので、改善が必要だと思います。</p>
塩満委員	<p>介護やケアの社会化という謳い文句がありますが、量は増やしていくけどお金はかけないという矛盾した政策課題を克服していくため、お金をかけなくても非正規で採用しなさいというのが今の仕組みで、ケアの社会化という言葉を変えるとケアの商品化というところに落ちてきて、かなり厳しい経営を強いられている状況にあります。</p> <p>今の状況を構造化していったって、発信できるように考えていく必要があると思います。公共化とは、義務教育と同じように、あって当たり前、必要不可欠なもので、それに対して学校の先生ならそれなりにスキルアップされたスタッフが必要だと、そうした前提条件があって公共化なんですね。そこがすこっと抜けて、規制緩和をここまでやったという状況があることに関しては、色々なところに発信していく必要があると思います。</p>
奥村委員	<p>福祉職員は誰でもなれる、確かにそのとおりで、資格要件も一定の教育を受ける必要もない、数が足りないのも誰でもよいと。ただ、支援を行うには、高度障害等かなり難しい問題に直面しますので、研修もしていますが、テキストを理解しようとするれば本当に難しいです。</p> <p>質は下がっているのに難しいことを言われても、どうしたらよいのか悩むところで、もっと簡単にしてくれればいいのですけれども、職員にしても負担ですよね。そんなつもりで来た訳ではないのに。</p>
榎本所長	<p>障がい者や高齢者の介護現場の人員不足はあちこちで聞かれる話であり、実際運営されている方については、身に染みておられると思います。</p> <p>市の立場としては、国に処遇の改善等を要望していく立場だと思いますので、市長会等での要望も含めて取り組むべきかなと思っております。</p>
杉森委員	<p>人柄が1番大切です。その上で確かな知識・技術を持った方に、障害特性を理解して勤務してもらうことが福祉に求められていることで、そのことの大切さはよくわかります。</p> <p>ただ、たまたま自傷・他傷行為のある方を制止しようとして事故につながったことを、市町村が虐待と判定すればそれで終わりなのかと、保護者の意向もあってそういうことが虐待と判定される、虐待ってやっぱり大きい言葉だと思います。虐待という言葉の重みと一生懸命支援している人とのバランスはどう</p>

	<p>なのかと感じることが多く、そのことも議題に挙げてほしいと思います。</p> <p>すぐにわかるような虐待は別ですが、たまたまのものは、それが技術不足ということになるのかも知れませんが、それぞれ障害特性がある中でベストなんてないと思います。ベターの支援をしてその中でたまたま発生したことを市町村から虐待と判定されたら、一生懸命働いている人を本当に守れるのか、虐待という言葉は非常に重いので、事業所の人を守るという意味でも議題に挙げていただければと思います。</p>
会長	<p>虐待という言葉が先走って中身が精査されないという状況が近年見受けられるところもありますが、事務局、何かありますか。</p>
事務局	<p>研修については、南丹市には障がい者支援ネットワークという得難い組織があつて全事業所にご参画いただいておりますので、その中でもご意見をお聞きし、事業所にとって必要な研修とは何かを探りながら、保健所・結丹とも連携して進めていきますので、ご意見があればお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>また、虐待の問題と人員不足の課題が出ていましたが、色々なことが虐待や差別と定義されてしまうことの恐ろしさは感じております。</p> <p>今の社会状況において、人員不足がすぐ解決できる問題でないことはご承知かと思ひます。その中で何をすればよいのか、研修も必要だと思ひますし、事業所の負担になるからやらないということではなく、事業所のご意見も聞く中で、何を高めていく努力をしていけばよいのか、このことは常に考えていきたいと思ひますので、事業所の方にもご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>また、市町村の虐待認定については、虐待として認定することが目的ではありません。認定するには、当事者・関与したとされる職員・当該施設それぞれのお話を聞き取ってから判断しますが、当事者への支援やその施設にとってどういった手立てが望ましいのか、これを判断基準におきながら進めています。偶然の事故や障害特性もありますし、何でも虐待にしてしまうことの恐ろしさは我々も感じながら進めています。虐待認定を目的化している訳ではなく、その人の支援にとって何が望ましいのかを考える中に、虐待防止法があると考えておりますので、その点をご理解いただきたいと思ひます。</p>
南委員	<p>人材不足ということですが、何が原因なのでしょう。待遇面ですか。</p>
奥村委員	<p>マイナスイメージの報道が多いので、働いてみようかと言う人は少ないと思ひます。どんな人がいるのか、どんな仕事をするのかイメージがわからないということとありますし、他の産業も人手不足で仕事がありますので、労働条件を比較して選択されていると思ひます。</p>

杉森委員	<p>処遇改善一時金というものがありますが、これは処遇が悪いからあるのだと思います。根本的な解決ができないから一時金で解決しようとしており、これがあること自体、福祉の状況が悪いことを象徴していると思います。</p>
塩満委員	<p>悪い面ばかりではなくて、インターンシップや福祉現場での実習後、知的障がいのある方のイメージが変わったとか、彼らと関わり合うことの面白さや醍醐味みたいなものを感じて、給料面では一般企業の方がよくても、やりがいとかそういった面で、福祉現場で身を粉にして働きたいと思う学生も半分ぐらいいるというのは、現場の方の力かなと思います。</p> <p>自分がビギナーだと思っていたのに、就職して2・3年目で主任になった時に、志を持って働き始めた人が定着する仕組みが重要で、研修も含めて取り組まなければいけないと思います。</p>
丸岡委員	<p>処遇・待遇の問題が大きいと思いますが、若者を育てていく視点も必要だと思います。</p> <p>教育現場では、支援学校と一般校との交流を進めています。京都八幡高校では、同じ敷地に支援学校が併設されており、学校生活の中で交流がありますので、八幡高校では支援学校の教師になりたいという生徒が出てきています。</p> <p>これからは若者を育てることも検討できればよいのではと思います。</p>
仲議員	<p>虐待の関係で今後研修を実施されるということで、具体的なことを聞いておきたいのですが、研修に協議会がどのように関わるのか、また、研修はいつ頃を目途に実施されるのか教えてください。</p>
事務局	<p>具体的な予定は、これから事業所のご意見も聞きながら、保健所・両市町・結丹とも調整していくこととなりますが、26・27年度も実施しておりますので、少なくとも年度内に1回は実施することになると思います。</p> <p>それ以上に実施する可能性もありますし、虐待に限らず違うメニューでの研修もしていきたいと思いますが、まずはこの協議会で方向性をご確認いただいた上で、これから具体的に詰めさせていただきたいと考えております。</p>
松本委員	<p>人員不足の切実な話と虐待の問題が出ていますが、社会福祉協議会の人員募集でも苦労しています。1人の職員が1つの仕事に専任できずに兼務しており、私もやむを得ず現場に出ることがあります。福祉や医療がやりがいのある仕事として、若い方に来ていただければよいのですが、私の仕事は職員が辞めないように説得することなのかと思うぐらいの現状です。</p> <p>虐待も、そのつもりじゃないのにそうなってしまったと、重度の方の対応中に起こってしまったことなのかと感じました。対人援助職の難しいところ</p>

	<p>で、そういうつもりでないのにそうなってしまったことで、バーンアウトしたことが職場でもありましたので、それを防がないといけないということで、法人でもしっかりした仕組みをつくっていくことを検討しています。現場の職員を守っていかなければならないと感じました。</p>
仲委員	<p>障害者差別解消法ガイドラインの取り扱いですが、どのように市民の方に周知するかということが大切だと思います。</p> <p>協議会の委員は何らかの形で障がいのある方と関わっておられますが、障がいのある方に対する一般の方の関わり方であったり、ガイドラインを作成するだけでなく、市として今後どのように進めていくのかお伺いします。</p>
事務局	<p>障がい者差別については、法ができたからすぐに何かをするというだけではなく、継続的に啓発していくべき課題だと思います。</p> <p>南丹市が取り組んだ第一の動きは、法の施行を受けてガイドラインを作成した、これが手始めだと考えております。ガイドラインを作成して内部で持つておくということだけでは意味がありませんので、市職員全員がいつでも見られるように庁内システムに保管していますし、今後は、職員研修の実施や接遇マニュアルを改訂して差別解消法の理念を盛り込むこともしていきます。</p> <p>また、市民の方や事業者・学校等には、ガイドラインができたことをお知らせ版・ケーブルテレビ・データ放送・ホームページでも周知していますし、ガイドラインはホームページに掲載している他、市内全ての障害福祉事業者・小中学校・商工会等を通じて民間企業にも配布しました。</p> <p>今はガイドラインを作成し、差別解消法の徹底に向けて、市として動きだした段階で、今後どのように周知していくかについては、継続的に取り組んでいく必要があると考えておりますので、決してこの取り組みだけで市としてやることはやったということではありません。</p> <p>また、障がい者差別は障がい分野だけではなく人権政策の一環であり、人権政策室とも連携しながら、市民向けの講演会等、継続的な啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。</p>
会長	<p>他にご意見やご質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、原案のとおり進めるということで確認したいと思います。以上について、ご異議ございませんか。</p>
	(意義なしの声あり)
会長	<p>異議なしの声をいただきましたので、ご承認いただけるようでしたら挙手をお願いいたします。</p>

	(挙手)
会長	<p>原案のとおり承認されたものとします。</p> <p>続いて、(2) その他について、各委員さんや事務局から何かございましたら、お出してください。</p>
会長	<p>特にないようですので、本日の議事を終了いたします。</p> <p>委員の皆様には、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。</p>
司会	<p>内藤会長には、円滑に議事を進めていただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたり、吉野副会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
副会長	<p>長時間、慎重審議いただき、ありがとうございました。事務局からも多くの資料を提出いただき、ありがとうございました。</p> <p>私も障がい者の当事者として、色々な相談から、今日ご出席の施設の方、教育の方、色々な立場の皆様のご支援のもとに福祉の関係が進んでいることを非常にうれしく思っております。</p> <p>人員不足の話もありました。当事者団体加入のすすめにも載せていただいておりますが、各団体とも会員が減少し、高齢化はもとより個人情報法の問題があって加入促進に四苦八苦しており、非常に困っている状況です。</p> <p>この協議会が南丹市の福祉において、リーダーシップを発揮していただけるよう、これからも貴重なご意見をいただき、一步進んでいけるようにご指導いただける会に発展することをご祈念いたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はどうもご苦勞様でした。</p>
司会	<p>それでは、以上で南丹市地域自立支援協議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございました。</p>